

公益財団法人日本学生航空連盟  
ハラスメント防止に関する  
ガイドライン

2013年11月1日制定

2023年10月1日改正

公益財団法人日本学生航空連盟

## ポリシー

公益財団法人日本学生航空連盟(以下「連盟」という)は、その加盟団体・加盟校の学生・生徒・会員およびその指導員等が、個人として尊重され、ハラスメントを受けることなく、定款に規定された航空スポーツ活動ができるよう十分な配慮と必要な措置を取る。

1. 人権に関する法令に従って連盟における多様なハラスメントの防止に努め、万一かかる事態が発生した場合には、これに対し迅速かつ適正な措置を取ることに最善の努力を傾ける。
2. ハラスメントの苦情に対しては、連盟での適切な調査と慎重な手続を経たうえで、厳正な処分を含む効果的な対応をするために、関係者(事案の当事者の他、監督・指導の責任を負う者、利害関係を有する者を含む)のプライバシーの尊重と秘密厳守に留意する。
3. 本ガイドラインにより、ハラスメントの定義、を明らかにし、苦情・相談窓口の設置、苦情処理手続等を定め、苦情申立に対する不利益扱いの禁止、その他の報復措置の禁止、関係者のプライバシー保護、懲戒処分の勧告、研修や教育を通じた予防・啓発に努める。

## ハラスメントの定義

ハラスメントとは、性別、社会的身分、人種、国籍、信条、年齢、職業、身体的特徴等の属性あるいは広く人格に関わる事項等に関する言動によって、相手方に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なうことをいう。航空スポーツ活動においては、優越的地位、指導上の地位、年令、継続的關係等を利用して、相手方の意に反して行われ、競技・訓練環境を悪化させるパワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、アルコール・ハラスメントなどがあると考え、以下の具体的なケースで説明する。

## 1. パワー・ハラスメン

- (1) 年令や指導経験、競技経験などで優越的地位にある者が、意識的であるか無意識的であるかを問わず、その地位および権限を利用し、または逸脱して、訓練生や同僚の意欲および環境を著しく阻害する結果をもたらす不適切な言動、指導または待遇を指す。
- (2) 「何もできないのだな」「文句を言うな」「さっさと辞めろ」などの言葉によるハラスメントのみならず、多数の者がいるところで罵倒する、暴力、体罰や本人の嫌がる仕事をさせる、仲間はずれにする、悪意から意図的に訓練の進捗を妨害する、違法行為を強制する、必要な情報を意図的に伝えないなどの行為を挙げることができる。
- (3) ただし、教育訓練上厳しい指導が行われることがあり、パワー・ハラスメントとは区別されねばならないが、厳しい指導とは、本人のためになり、技術的向上、成長を促すものでなければならない。しかしながら、この目的を達成するためにであったとしても「暴力の使用」や、年長であることを傘にきた威圧的、攻撃的、否定的、執拗な「恫喝」、体罰は許されるものではない。
- (4) また、個々人の感じ方や微妙なニュアンスの違いもあって判断がむずかしいケースもあることは事実であるが、教育訓練の名のもとに、感情的な言動や憂さ晴らしとしての言動は許されない。更に、主観的には教育訓練としての言動であったとしても、それが行き過ぎて本人の人格やライフスタイルなどを否定する結果となってはならない。

## 2. モラル・ハラスメント(モラハラ)

モラル・ハラスメントとは、倫理や道徳(モラル)に反した嫌がらせを意味する。厚生労働省の定義では、「言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせること」とされている。

モラハラは単なるいじめや嫌がらせではなく、被害者の心身に深刻な影響を与え、深刻なストレスや不安、うつ病、心身症の症状などを引き起こすことがあり、社会や組織の健全性を損なう行為である。具体的なケースとして以下のようなものがあげられる。

- (1) 無視する: 相手からの挨拶や声を掛けられても、無視する行為
- (2) 物に当たる: 自分の怒りやネガティブな感情の処理ができず、周りの物に当たる行為
- (3) プライベートなことに介入する: プライベートなことに介入するのは立派なモラル・ハラスメントになる。

- (4) 言葉で責めて、相手の心を攻撃する：人格否定や相手の尊厳を傷付ける言葉で責め立てることも、モラル・ハラスメントになる。
- (5) 仲間外れにする：根も葉もない噂を流して嫌な印象を植え付けたり、周りの人間関係から切り離そうとする行為

モラル・ハラスメントはクラブ活動からの退部やメンタル不調の大きな原因となる。加害者は無意識に、被害者は無自覚に事態が深刻化するケースが多いですが、一人ひとりのモラル・ハラスメントに対する意識を変えることが何よりの予防になる。

### 3. セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントは、多様な形態を含んでおり、個々人の感じ方や微妙なニュアンスの違いもあって、判断がむずかしいグレーゾーンケースもあるが、以下の2タイプに大別される。

- (1) 教育、指導、競技参加、助言、管理、個人の評価判定、その他連盟内での諸活動を通じて、性的な行動をする場合を指す。
  - ① 性的な行動には、性的な関係の強要、猥褻な写真や絵を見せる、身体的な接触や性暴力、更には、ストーキング行為等が該当する。
- (2) 性的な言動(性的言動の甘受、視線や性的ジョーク等)が、個人の行動を不当に阻害し、不快感を与え、訓練や競技環境を著しく害する場合を指す。
  - ① 性的な言動とは、性的な内容の発言を指し、性的な内容の発言には、性的ジョークや、からかいを含め性経験等の性的な事実関係を尋ねたり、性的な内容の噂を流したり、具体的に「胸やお尻が大きい」と言うような言動が含まれる。
  - ② 相手方の意に反するその他の性差別的言動、同性間における同様言動も含まれる。

### 4. アルコール・ハラスメント(アルハラ)

アルコール・ハラスメント(アルハラ)は、アルコール飲料に関する嫌がらせを意味する用語・概念として用いる。NPOアルコール薬物問題全国市民協会(ASK)はアルハラに当たる行為を以下の5つに定義している。

- (1) 飲酒の強要
  - 上下関係・伝統・習慣・「集団でのはやし立て」・罰ゲームなどで心理的圧力をかけて、飲酒を強要すること。
- (2) イッキ飲ませ
  - 一気に飲ませること(「イッキ、イッキ」などと、一気に、つまり一度うつわに口をつけたらそのまま飲み干すことを強要すること)。また飲む速度を競わせること。

### (3) 酔いつぶし

はじめから、誰かが酔いつぶれる状態になることを意図して飲み会を行うこと。  
意図があるので明らかな傷害罪(傷害行為)に当たる。

### (4) 飲めない人への配慮を欠くこと

本人の体質や本人の意向を無視して飲酒をすすめる行為や、宴会などの場に酒類以外の飲み物を用意しないこと、また飲めない人をからかったりすること。

### (5) 酔ったうえでの迷惑行為

酔ってたとえばいわゆる「悪ふざけ」を始めたり、言葉でからんだり、暴言をはいたり、暴力をふるったり、セクハラなどをすること。

なお、飲酒の強要・一気飲ませ・意図的な酔いつぶしなどは、一般に、なんらかの立場の優位(上級生、先輩であることなど、英語で言う「パワー」)を悪用して行われるので、それらは一般にパワー・ハラスメントの一種でもある。

## 本ガイドラインの適用範囲および対象

1. 本ガイドラインは、連盟の訓練施設の内外を問わず、役員、職員、認定指導員、会員、加盟校学生、生徒に適用される。また、認定指導員以外の各加盟校コーチなどのように連盟の教育・訓練について継続的関係を持ち、連盟関連の構成員と認められる者についても準用される。
2. 訓練施設内の出入り業者や連盟関連組織構成員など連盟の構成員でない者については、本ガイドラインの趣旨、目的、概念を説明し、その者が所属する機関に対して、予防、再発防止、行為者の処分等を行うよう求めるものとする。

## ハラスメントに関する相談窓口

1. 連盟は、被害を受けた学生・生徒あるいは指導員等が、安心してハラスメントの苦情を申し立て、相談を受け付けられるように学連事務局又は一般社団法人大学スポーツ協会の「UNIVAS 相談窓口」を相談窓口とする。
2. 連盟の訓練所長や指導員等が個人的に学生・生徒や指導員などからハラスメントに係る相談を受けたときは、学連事務局又は一般社団法人大学スポーツ協会「UNIVAS 相談窓口」へ連絡する

3. 相談窓口は、理事会へ適宜相談事例を報告すると共に、年1回、活動内容、相談事例等を適切な範囲で評議員会へ報告する。

## 事案の解決手続

### (日本学生航空連盟 事務局相談事案)

1. ハラスメントに関する紛争は、**コンプライアンス担当理事指示のもと**相談窓口において、当事者の合意を得て、所属航空部長など関係者への通知、当事者以外の目による公正な調査、報告をもとに行う調整手続きを原則とする。
2. 相談窓口は公正中立な立場での判断を保ち、事案の各手続において当事者の反論権、弁明権、プライバシー保護等の手続を保障する。
3. **コンプライアンス担当理事は**当事者の同意を得られず調整が不調に終わった場合や、**専務理事と協議のうえ事案をハラスメントと判定し**、懲戒処分の必要性を認めた場合には、理事会および関係する組織に調査結果を報告する。
4. 懲戒処分の判断基準は連盟の「処分規程」による。また、就業規則の「懲戒の種類」、「懲戒の事由」を参考とする。
5. **同様事例の再発を防止するため、原因の究明を行い、再発防止策を実施する。**

### (大学スポーツ協会 UNIVAS 相談事案)

1. **大学スポーツ協会の「調査」、「判定」を尊重し、ハラスメントと判定された内容を理事会へ報告し、懲戒処分等必要な対応を行う。**

## 苦情の申立や相談に対する 不利益扱いの禁止

苦情の申立や相談をした者や該当案件に係った者が不利益な扱いを受けたり、脅迫、強要等の言動、報復その他の不利益な行為を受けたりする場合に懲戒手続を可能とする。

## 秘 密 厳 守

ハラスメントの相談や苦情処理の手續に關与した担当者、指導員、職員は、関係者のプライバシーに最大限の配慮がなされねばならず秘密を守る義務がある。個人情報のみならず、相談内容や相談事項について、正当な理由なく漏洩してはならない。

### ハラスメント防止のための教育・研修・ 啓蒙活動

1. 連盟は、快適なスポーツ活動のための環境を阻害するハラスメントの予防・根絶のため、その発生原因、背景、実情や問題点に十分な理解を得るように、周知啓発に努力する。
2. 連盟はハラスメントに対する意識調査を行うため、原則として年度内にアンケート調査を実施する。
3. 連盟は「ホームページ」、「グライダースポーツ手帳」等にガイドラインを掲載し、指導員、学生・生徒等に配布することにより連盟内の啓発活動を行う。

# ご相談窓口

## 1.(公財)日本学生航空連盟

東京都港区新橋 1-18-2  
明宏ビル本館 5階  
公益財団法人日本学生航空連盟  
事務局  
TEL:03-6206-1235  
FAX:03-6206-1357  
Mail:contact@jsal.or.jp

## 2.(一社)大学スポーツ協会

東京都千代田区九段北 4-2-9  
私学会館別館第二ビル 3F  
一般社団法人大学スポーツ協会  
UNIVAS 相談窓口  
<https://www.univas.jp/soudan/>  
TEL:03-3234-0800  
Mail:info@univas.jp